

ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政 (6)
—— 1420-30年代のブルゴーニュ公領税収動向——

金尾 健美*

Les Finances de Philippe le Bon, duc de Bourgogne
de la Maison de Valois (6)
La Fluctuation Fiscale du Duché de Bourgogne dans les Années 1420 et 1430

Takemi KANAO

Abstract

L'analyse précise des redevances et des impôts établit les deux points de vue sur l'état des recettes fiscales du duché de Bourgogne dans les années 1420 et 1430.

Premièrement la rente était définie soit en nature : une quantité de blé, nombreux poules et moutons, quelques pots de vin, plusieurs livres de cire, et un pain symbolique, soit par la corvée de transport, soit par la monnaie : un grand nombre de deniers et gros. Tout cela était évidemment le vestige du passé mais remplaçable par la monnaie. En fait, le détail de l'enchère : la quantité de stock à vendre, le prix unitaire, le montant et l'acheteur, était enregistré dans le compte.

La seconde remarque concerne la fluctuation chronologique des recettes fiscales composées par les rentes et par deux types d'impôt : celui de 12 deniers la livre et du huitième du vin. La variation des recettes totales des six bailliages bourguignons se montre suivant le mouvement du climat. Supposé que l'indice du montant soit 100 en 1427 dans le duché de Bourgogne, il descendait à 70 en 1431 ; il remontait à l'année suivante mais rechutait jusqu'à 67 en 1435 ; et après, il était stagnant entre 70 et 85 ; il ne remontait jamais au niveau de la fin des années 1420.

Key Words: Bourgogne, Moyen Age, impôt, recettes fiscales, décroissance

*教授 西洋中世史

0. はじめに

本稿はヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボン（位 1419-67）の財政を主題とする継続研究の一部をまとめたものである。数年来、筆者は 1420 年代の貨幣政策に関する史料の紹介と分析を行ってきたが、ブルゴーニュ公の（あるいはブルゴーニュ地方の）通常収入、特に基本となる税収の実情に関しては十分に論じてこなかった。ジャン・フレニヨ Jehan Fraignot 以下、歴代のブルゴーニュ領邦収入役の残した収支記録はよく残っているが¹、その収入の部は各バイイ管区付き収入役から、あるいは特別収入役から、の受領金を淡々と記録しているだけで、各年度に受領した金額以外のことはほとんど分からない。つまりブルゴーニュ公の財源を現実在即して理解するには、バイイ管区ごとの税収記録を調査することが必須となる。筆者は貨幣政策の分析と並行して、公領を構成する 6 バイイ管区の税収記録を継続的に調査してきた。1420 年前後から、ほぼ 20 年分の税収記録を閲覧・分析した結果²、ある程度の知見を得ることができたと思われるので、その一端を紹介し、中世後期の諸侯財政の理解に供したいと考えている。これが本稿の主題である。

1. 税種とその会計上の取扱い

バイイ管区の通常収入 *Recettes ordinaires* を管理する管区付き税収人は商品 12 ドニエ税、ブドウ酒 8 分の 1 税、および塩蔵出し税 *grenier à sel*、の 3 種の税を併せて管理するのが一般的であった。商品 12 ドニエ税とは売価 1 リーヴル（= 240 ドニエ）に対して 12 ドニエ（つまり販売価格の 5%）を徴収する付加価値税であり、ブドウ酒 8 分の 1 税とは字義通り売価の 8 分の 1、つまり 12.5% を徴収する酒税である。しかしこれらの税収は本来は王税であって、ブルゴーニュ公は徴収を代理しているという観念が残るのか、通常（収入）会計には含まれず、それぞれ別会計を構成し、帳簿も別個に作成された。通常、12 ドニエ税と塩蔵出し税は 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終了する 1 年間を 1 会計年度としたが、ブドウ酒税はシャロレを除き³、10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までを 1 会計年度とした。いずれも入札制で、商品ごと、およびプレヴォ区ごとに年初に競争入札を行い、最高値をつけた者が管区税収人と契約し、年度末までに当初予定の金額を当該税収として引き渡す。つまり管区税収人が商人や一般消費者から直接に税を徴収するわけではない。

各帳簿の残存・保存状況には相当の格差がある。塩蔵出し税の記録はどの管区でもほとんど伝来していない。通常収入は数年ごとに担当者の累積収支の現況を確定し、記録するが、その

記載項目から間接的にその存在が推定されるだけである。12 ドニエ税やブドウ酒税の帳簿は、オータン管区とシャロン管区ではほぼ完全に伝来しているが、シャティヨン管区やオーソワ管区では多くが廃棄された。現存する帳簿の中にも、「切り刻まれた」という表現がびったりする冊子が散見され、偶々廃棄処分を免れたものがそのまま保存されているのだろうと推測される。これらは閲覧できるが、そこからデータを読み取ることは事実上不可能である。このような事実を踏まえると、どの時点で実施されたか言明はできないが、この12 ドニエ税とブドウ酒8分の1税の帳簿は「散逸」したのではなく、「廃棄」されたのだろうと理解される。

水利・森林資源の利用税の記録と理解される Gruerie 会計⁴は通常収入の管理者とは別人が担当するのが一般的であった。やはり1月から12月を会計年度とした。取り扱う額は通常会計に比べると格段に小さくなる。

さらに御用金 aides の徴収記録が1430年代に入ると急増する。臨時税であるから、ブルゴーニュ公の認可状によって特別税収人が任命されるのが本来のあり方であろう。実際、オータンでは通常収入担当者とは別人が徴収業務に当たっている。しかしシャロンやシャティヨンでは管区付き税収人が兼務することが多かった。結局、各バイイ管区には少なくとも二人の常任税収担当者、つまり「通常」会計と12 ドニエ税とブドウ酒8分の1税を管理する者、および水利・森林税を管理する者が配置されていたと理解される。

各バイイ管区の税収システムを横断的に説明すれば、このようになるのだが、これではおよそ具体的なイメージが喚起されない。農民であれ、都市民であれ、彼らの実際の納税内容を知るには、帳簿の記載をそのままに示すことが最良であると思う。そこで、まずブルゴーニュ地方の典型と考えられる通常収入記録を取り上げ、それを多少整理して提示し、その後、比較の視点から各管区の特徴を述べていきたいと思う。

2. 各バイイ管区の特徴と史料の現況

ブルゴーニュ公領は本来5つのバイイ管区を擁していた。北からシャティヨン・スュル・セヌ Chatillon-sur-Seine 管区、オーソワ Auxois、少し東へずれてディジョン Dijon、その南にシャロン・スュル・ソーヌ Chalon-sur-Saône、その西側にオータン Autun 管区がある。1390年に南西端に隣接する旧シャロレ Charolais 伯領を併合し、これを6つめのバイイ管区とした。このうちシャティヨンとオーソワはそれぞれ城塞都市を中心とした比較的小型の管区である。オータンは古くからの司教座都市を中心とし、ディジョンはもちろん行政都市、シャロンは年市で知られた商業都市を中心とする管区であった。しかしシャロレは特記事項がなく、

性格付けが難しい、ごく平凡な農村地帯と言えよう。

そのシャロレ管区の通常収入記録は実は散逸したものが多い。1420年代の記録で現存するのは20年(ADCO⁵ B3923およびB3924), 21年(10-12月の3カ月分のみB3925), 29年(B3929)の2年3ヶ月分に限られる。30年代前半の記録は散逸し、現存するのは35年(B3932), および38年以降に限られる。34年(B3931), 36年(B3934), 37年(B3936-1)の3年分の帳簿は現存しているが、保存状態が劣悪で数値データの読み取りが著しく困難である。

1420年代と30年代の12ドニエ税とブドウ酒8分の1税の記録はよく保存されていて、散逸は1426年分だけである。通貨が安定する20年代後半以降、12ドニエ税は1075リーヴル・トゥルノワ(1427年)から746リーヴル(1435年)の間(910 ± 18%)で推移し、ブドウ酒税は416リーヴル(1427年)から209リーヴル(1438年)の間(310 ± 1/3)で推移した⁶。

表1 Charolais

年	1426	1427	1428	1429	1430	1431	1432	1433	1434	1435	1436	1437	1438
通常税収				1372						1633	H.U.	H.U.	2074
12ドニエ税		1075	887	837	904	578	944	910	846	746	812	965	910
ブドウ酒税		416	301	296	304	260	358	314	285	312	312	292	209
税収合計		1491	1188	1133	1208	838	1302	1224	1131	1058	1124	1257	1119
指数		100.0	79.7	76.0	81.0	56.2	87.3	82.1	75.9	71.0	75.4	84.3	75.1

H.U. = Hors d'usage (利用不能)

したがってシャロレ管区の現存史料は、同系列のデータを抽出し、税収動向を分析しようとする研究には向かないのだが、捨てがたい詳細さを備えている⁷。そこで、保存状態の良い1429年の帳簿(B3929)を取り上げて、まず通常税収の記載内容を確認したい。全体は大きく3部からなる。第1は収入の部、第2は支出の部、そして第3は過去数年分の信用と負債の残高を確定した決算の部である。このうち本稿で問題にする収入の部のみを、現物収納の部、貨幣収納の部、現物収納品売却の部、受領総額の部に四分し、それぞれやや簡略化して表にまとめた。

ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政 (6)

表2 現物の収納 (B3929 ff.1R°-42V°)

1R	麦の収支				
	フロモン麦の受領	bichet	boissel	cope	計量枿
1R-3V	シャロル区	47	3	1	シャロル
4R	ドンデン区	3			ドンデン
4V	アルテュ区	0			
5R-9R	モン・サン・ヴァンサン区	14	3	2 3/4	モン・サン・ヴァンサン
9V-10V	ソーヴマン区	2	1		ソーヴマン
	同	1	2		ペレシー
11R	サン・ヴィーニュ区	0			
12V	受領合計	47	3		Charroles
	同	3			Dondain
	同	14	3	2 3/4	Mont Saint Vincent
	同	2	1		Saulvement
	および	1	2		Perrecy
13R	フロモン麦の払出	14	3	2 3/4	Mont Saint Vincent
	同	0	9		Saulvement
	同	0	6		Perrecy
	同	47	3	1	Charroles
	および	3			Dondain
14R	セーグル麦の受領	bichet	boissel	cope	計量枿
14R-16R	シャロル区	36	3	1	Charroles
	同	109	3		Paroy
	同	2			Martigny
	同	9	2		Tholon
16V-17R	ドンデン区	9	3		Dondain
17V-20R	モン・サン・ヴァンサン区	312	3 1/24	1/3	Mont St.Vincent
20V-21V	ソーヴマン区	82	2	1 5/6	Saulvement
	同	1 1/2			Piercecy
22R	サンヴィーニュ区	0			
	受領合計	36	3	1	Charroles
	同	109	3		Paroy
	同	2			Martigny
	同	9	2		Tholon
	同	9	3		Dondain
	同	312	3 1/24	1/3	Mont St. Vincent
	同	82	2	1 5/6	Saulevement
	および	1	2		Piercecy
23R-24V	セーグル麦の払出	48	3	1	Charroles
	同	288	2		Mont St. Vincent
	同	87	3		Paroy
	同	2			Martigny
	同	9	2		Tholon
	同	55			Saulevement
	および	1	2		Piercecy
	受領残高	22			Paroy

金尾 健美

	同	9	3		Dondain
	同	24	1 1/24	1/3	Mont St.Vincent
	および	27	2	1 5/6	Saulvement
	払出超過	12			Charroles
25R	燕麦の受領	5			Charroles
25R-26R	シャロル区	2			Martigny
	同	1	2		Tholon
	および	2			Paroy
26V-27R	ドンデン区	77	2	2	Dondain
27V-29V	モン・サン・ヴァンサン区	537		1 1/24	Mt.St.Vincent
30R-31R	ソーヴマン区	137	2	1/12	Saulvement
	および	10			Piercey
31V	サン・ヴィーニュ区	0			
	受領合計	5			Charroles
	同	2			Martigny
	同	1	2		Tholon
	同	2			Paroy
	同	77	2	2	Dondain
	同	537		1 1/24	Mont St.Vincent
	同	137	2	1/12	Saulvement
	および	10			Pierrecey
32V-33R	燕麦の払出	50			Charroles
	同	483	3	1/2	MSV
	同	100			Saulvement
	および	10.5			Pierrecey
	受領残高		2		Martigny
	同	1	2		Tholon
	同	2			Paroy
	同	77	2	2	Dondain
	同	53	1	13/24	MSV
	および	37	2	1/12	Sauvement
	払出超過高	45			Charroles
33V	パンの受領	1	ヶ		セーグル麦粉1ボワッソー分(MSV計量拵)
34R-37R	雌鶏の受領				
34R-V	Charroles	10	羽	2 poucins	
35R	Dondain	42.5		& 1/3	
35V	Mont Saint Vincent	367		& 1/3	
36R-V	Saulvement	56		& 1/3, 1/4 & 1/8	
37R	Sans Vigne	0			
	合計	476	羽	3/4 & 1/8 & 2 poucins	
37V	雌鶏の払出	476	羽	3/4 & 1/8 & 2 poucins	
38R	子羊の受領	2	頭		
38V-40V	運搬賦役の受領	20	台	(4輪馬車)	

ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政 (6)

41R	ブドウ酒の受領 Charroles Saulvement	21 32	壺
-----	------------------------------------	----------	---

収入の部は現物納の記載から始まる。まず3種の麦（フロモン fromont, セーグル seigle, 燕麦ないしオート麦 avoine）の受領と払出である。6城区（シャロル Charroles, ドンデン Dondain, アルテュ Arthus, モン・サン・ヴァンサン Mont-Saint-Vincent, ソーヴマン Saulvement, サン・ヴィーニュ Sans-Vigne）ごとに地代収入として受領した分量を、それぞれ使用した計量杓⁸を明記して、順に記載している。次にその受領した麦の払出量（要するに売却して現金化する分量）を記載するが、この段階では麦の受領と払出を主題としているので、その売却代金は記載されない。この記録はあくまでも小麦の授受を管理する口座 compte の年度末決算報告であり、売上は、別途、現金収入の部に「現物収納品の売却」（ff.81V^o-82R^o）という項目を立てて記載される。

続く現物収納は「モン・サン・ヴァンサン杓1ポワッソー分のセーグル麦のパン1ヶ」を受領した記録である。次いで雌鶏 geline を5城区から計476羽4分の3と8分の1さらに2プサン poucin⁹受領。次に子羊2頭, ブドウ酒53壺, そして運搬賦役(2頭立て4輪馬車でブドウ酒を運搬)の行使権20台分, と順次記載される。これらは毎年ほぼ同額を「受領している」ので、固定化した地代収入の一部と考えられる。なお当該年度の記録には見られないが、1435年には油40壺の受領が記録されている(B3932 ff.33V^o-34R^o)。またオータン, オーソワ, およびシャロンの各管区では、蠟が地代の一部としてほとんどの城区あるいはプレヴォ区で徴収されているが、その分量は管区により様々である。

小麦の場合と同様に、これらの現物収納品も売却され、その売上代金は「現金収入の部」に別途記載される(ff.80V^o-81R^o)。もっとも、本当に1ポワッソー(12~13リットル)の小麦粉を焼いた巨大なパン1ヶを受け渡したのか、また分数で表現された、つまり切り刻まれた(?)雌鶏を受け渡したのか、疑問が残る。おそらく耕地面積に比例して課される地代セットがあって、担税者の保有する土地の実測値が反映したものと理解される¹⁰。「パン」も「雌鶏」も、あるいは「ブドウ酒」も「運搬賦役」も、ちょうどトンノー tonneau が本来の意味を失って抽象的な計量単位になっていったように、この土地では代替可能な価値表象の単位として機能していたのであり、実際にそれらが物品として受け渡しされていたと理解するよりは、その物品相当の価値が、その形態の如何を問わず、やり取りされていたと思われる。帳簿の上では慣習に従って、これらの現物を確かに受領し、その後、改めて払出・売却して、その代金を別

途受領したように記載されているが、実際に農・畜産物が農家から税収役の許へ運び込まれ、競売後に購入者（多くは商人）の許へ移送される、という面倒な手続きをとることはなかっただろう。

現物納の授受記載後は、銭の授受記録が続く。

表3 貨幣の受領 (ff.43R^o-80R^o)

業	城区と摘要	徴収額					通貨
43R	シャロル区						
	固定地代	£	20	s	7	d	15d/gros
	同				3	d	16d/gros
	同				4	d	20d/gros
43V-44R	可変地代	11 £	6	s	3	d	20d/gros
	同		53	s	4	d	15d/gros
45R	料料・裁判手数料	51 £					15d/gros
	シャロル関税	18 £	10	s			15d/gros
45V	ブドウ酒受領		52	s	6	d	15d/gros
46R	パロワ関税	13 £	5	s			15d/gros
46V	トゥーロン関税	5 £	15	s			15d/gros
48R-V	年地代	10 £	5	s			15d/gros
49R	乾草売却	6 fr					
49V-53R	その他	8 £	18	s	11 1/2	d	15d/gros
	同		37	s	11		16d/gros
	同		21	s	10	d	20d/gros
	および	6 fr	8	gros			
53R-V	シャロル合計	118 £	15	s	4 1/2	d	15d/gros
	同		38	s	2	d	16d/gros
	同	12 £	13	s	5	dt	
	および	12 fr	8	gros			
54R-57R	ドンデン区 (省略)						
57V-60R	アルテュ区 (省略)						
60V-73R 73R	モン・サン・ヴァンサン区 合計				5	d	12d/gros
	同				1 1/4	d	
	同	258 £	14	s	9 1/12	d	15d/gros
	および	53 fr	4 3/4	gros			
74R-76V	ソーヴァマン区 (省略)	71 £	15	s	5 1/4	d	15d/gros
77R	サン・ヴィーニュ区 (省略)						
77R-V	印紙税収入	26 £	13	s	4	d	15d/gros
78R-80R	補償, 罰金など	62 fr	6	gros			

ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政 (6)

この銭の受領も城区ごとに、主邑シャロルから順に記載される。固定地代のほか、科料・司法手数料、関税（通行税）、乾草売却金、印紙税などが含まれるので、当然、増減があるが、たとえば大貴族の財産没収といった事件がなければ、その変動幅は小さい。使用される勘定単位はグロ銀貨を10ドニエとするものから、20ドニエとするもの（トゥルノワ）まで多様であるが、最終的には決算の部でトゥルノワに換算して集計している。この1429年はシャロル区の現金収入は186リーヴル・トゥルノワ、ドンデン区33リーヴル、アルテュ区59リーヴル、モン・サン・ヴァンサン区が398リーヴル、ソーヴマン区102リーヴルであった。さらに城区ごとに区別せず、管区で取りまとめて記載した印紙税収入36リーヴル、罰金収入62リーヴルなどがあり、合計すると876リーヴル（端数切り捨て）となる。

その後、現物で納入された物品の売却額が単価と併せて記載される。

表4 現物収納品の売却 (B3929 ff.80V-82R)

品目	売却収益				売却量			単価
鶏	19 fr	9 gros	18 2/3	dt	476 7/8	羽	2 pucins	10dt/piece
賦役使用権		8 gros			20	台分		8dt/chariot
パン			15	dt	1	個		15dt/piece
ブドウ酒		22 s	1	dt	53	壺		5dt/pot
子羊		15 s			2	頭		90dt/mouton
(小計)	22 fr	8 s	2 2/3	dt				
フロモン麦	40 fr	6 gros	19	d	68	bichez	6 boiss. & 3/4 cope	7 gros/biche
セーグル麦	206 fr	11 gros	14 1/6	d	451 1/2	bichez	1 cop	5 1/2 gros/biche
燕麦	196 fr	10 gros			590 1/2	bichez		4 gros/biche
(小計)	444 fr	4 gros	13 1/6	dt				
合計	466 fr	15 s	11 5/6					

この1429年は雌鶏1羽が10ドニエ・トゥルノワで、売上高は20リーヴル・トゥルノワ。四輪車20台分の運搬賦役使用権が計8グロ。パン1ヶ15ドニエ、ブドウ酒1壺5ドニエ、羊1頭90ドニエで、これらの売り上げ合計が38スー。フロモン麦1ビッシュが7グロ（つまり1ボワッソー35ドニエ・トゥルノワ）、セーグル麦5グロ1/2（同27dt1/2）、燕麦4グロ（同20dt）で、小麦3種の売却合計額は444リーヴルであった。つまり現物の換金によって計466リーヴルの収入があったことになる。この額を上記876リーヴルに加算すると、本会計の収入合計額は1342リーヴルとなり、現物の換金収入は総額の3分の1を占める。

このように帳簿の「収入の部」は「物納の部」と「金納の部」に大別されているが、結局、

現物も貨幣に換算して一元的に管理している。つまり伝統の地代セットの構成内容に頓着せず、換金後の計算結果だけを記録する方式であると理解することもできるし、あるいは地代をすべて金納化するには至っていない、過渡的な記載方式であると理解することもできる。なお実際に記入された収入総額は1371リーヴル・トゥルノワ (f.82V^o) で、上記の概算とは29リーヴル程の誤差が生じたが、概算の過程で端数を切り捨てていったためであろう。

表5 本会計受領総額 (B3929 f.82V^o)

	換算後受領額				(元通貨)	
受領	50 £	17 s	10 3/4	dt	25	£ 8s 11d 1/4 & 1/8 10d/gros
同		105 s	6 2/3	dt		63s 4d 12d/gros
同	693 £	17 s	7 1/2	dt	520	£ 8s 2d 1/3 & 1/4 15d/gros
同	4 £	18 s	6 1/2	dt		78s 10d 16d/gros
同	14 £	18 s	1 5/6	dt		20d/gros
および	601 £	16 s	3	dt	601	fr 9 gros 3/4 20d/gros
合計	1371 £	14 s	1/4	dt		20d/gros

本会計の続く第2部は支出の記録である。管区内で勤務する諸役8名の勤務手当363フラン、ブルゴーニュ総収入役マイエ・ルニョー Mahiet Regnault への引き渡し1350フランなどが主たる内容で、その他通信連絡費、シャロルとモン・サン・ヴァンサンの城館補修費など、総額1886リーヴル・トゥルノワを計上している。したがってこの通常会計を単独・単年度で清算すれば、収入1371リーヴルに対して514リーヴルの支出超過となるが、同一税収人が管理する12ドニエ税とブドウ酒8分の1税の受領合計額1076リーヴルを加算し、結局、本税収人ジャコ・トゥイヨン Jacquot Touillon の手許残高を561リーヴルとして1428年の会計を締めている。

その後「税収役の現況報告概要」が第3部として記載される (f.97R^o-V^o)。要は資産管理であり、帳簿上、税収人の手許にある(はずの)小麦在庫の総量と総額を確定し、1年間の税収活動から生じた果実とを合わせて表現しようとする試み、いまだ損益計算書 (P/L) と貸借対照表 (B/S) という形に整理されてはいないが、根本的には同一の考え方にに基づき、同一の必要性に応えるために作成された記録であろう。

このようにシャロレ管区の税収記録は詳細で示唆に富み、様々な問題を含むが、既述のように欠損が多く、時系列分析には向かない。そこで他の管区の記録に目を向けてみようと思う。

表6 Dijon

年	1426	1427	1428	1429	1430	1431	1432	1433	1434	1435	1436	1437	1438
通常税収	3808	3392	2742	4670	3977	2395	2583	2213	3486	3460	6287	*4586	*1483
特別収入	950	700	0	0	1200	0	0	0	1141	1141	3333	1041	
差引収入	2858	2692	2742	4670	2777	2395	2583	2213	2345	2319	2954	2514	2514
12 ドニエ税	5131	4714	3574	3940	3861	3524	4010	3754	3382	3359	3767		
ブドウ酒税	2032	1842	1433	1495	1194	1509	1425	1226	1117	1139	1180		
税収合計	10021	9248	7749	10105	7832	7428	8018	7193	6844	6817	7901		
指数	108.4	100.0	83.8	109.3	84.7	80.3	86.7	77.8	74.0	73.7	85.4		

*ADCO B4490 は 1437 年 1 月から 38 年 6 月までの 18 ヶ月分を、B4491 は 38 年 7 月から 6 ヶ月分を記録しているため、「通常税収」の欄にはそのまま記入したが、「差引収入」は両者を加算した後「特別分」を差し引いて 2 分した。

まず公領の主邑ディジョン Dijon を中心とする管区である。上表に示すとおり、本管区では 1420 年代前半の帳簿は散逸したが、1426 年以降、38 年までの通常収入簿はすべて現存している。12 ドニエ税とブドウ酒 8 分の 1 税の帳簿はすべて廃棄されたようで、通常収入に記載される数年ごとの「税収役現況報告概要」に転記された記事から推測するだけになるが、前者は年に 3000～5000 リーヴル・トゥルノワ、後者は 1000～2000 リーヴルと、他の管区では見られない額に達している。おそらく行政都市ディジョンの人口が反映しているのであろう。また通常収入は年 2000 から 6000 リーヴル超と、変動が激しい。これは当該会計に含まれる地代以外の課目、特に料科と司法手続収入、公証人が支払う公正証書登記料 (tabellionage 現代の印紙税に相当)、が大きく変動するからである。行政中心地ゆえの結果であろう。例えば 1436 年の収入総額は 6287 リーヴルという異常な額に達しているが、このうち 3000 リーヴル・エステヴナン (= 3333 リーヴル・トゥルノワ) はフリブール Fribourg 伯からの罰金収入である (B4489 f.27V°)。また 1434 年、35 年、37 年は 1000 リーヴルを超える塩蔵出し税 grenier à sel が通常会計の収入に繰り込まれている。その理由は不明だが、これも他の管区では見られない措置である。支出面でも 1426 年と 29 年は 6000 リーヴルに迫る金額をブルゴーニュ総収入役 Receveur général de Bourgogne に融通している (B4476 ff. 59R°-62V° および B4480 f.64R°-V°)。その結果、通常会計単独では大幅な赤字を記録し、12 ドニエ税とブドウ酒 8 分の 1 税を充当することがなければ、到底回復し得ないようなバランスに落ち込んでいる。

グリュエリーの帳簿は継続性を欠く。1419 年から 22 年まで帳簿そのものは現存しているが、21 年の記録 (B4474-1) は前半の収入の部が散逸。22 年の帳簿 (B4474-2) は最後の支出合計と差引勘定の記載部が散逸した。1426 年 (B4475) と 29 年 (B4479) に 2000 リーヴルを超え

る記録を残しているが、33年の記録（B4484-bis）は途中10葉ほど（ff.49-60）が散逸。34年から3年分は完全な姿で現存している。その税収総額は、順に34年（B4486）が1239リーヴル、35年（B4488-1）が933リーヴル、36年（B4488-2）が1140リーヴルであった。39年（B4492）は850リーヴル弱、41年（B4493）は1280リーヴル超を記録し、全体として不揃いで、記載も未整理という印象を与え、系列データとして扱いにくい。

表7 Chatillon

年	1426	1427	1428	1429	1430	1431	1432	1433	1434	1435
通常税収	1465	1860	779	725		390	375	365	240	213
(特別収入)	841	1184								
差引収入	624	676	779	725		390	375	365	240	213
指数	92.3	100.0	115.2	107.2		57.7	55.5	54.0	35.5	31.5
12ドニエ税								(548)	(549)	(443)
ブドウ酒税								(251)	(351)	(266)

年	1436	1437	1438	1439	1440	1441	1442
通常税収	333	311	309	295	369	254	251
(特別収入)							
差引収入	333	311	309	295	369	254	251
指数	49.3	46.0	45.7	43.6	54.6	37.6	37.1
12ドニエ税	(453)	(554)					
ブドウ酒税	(259)	(359)					

ディジョンの北隣、ブルゴーニュの北端に位置するシャティヨン・スール・セーヌ Chatillon-sur-Seine 管区の場合、やはり12ドニエ税とブドウ酒8分の1税の記録は廃棄されたと思しく、ほとんど伝来していないが、逆に通常収入記録はよく保存されている（1430年分のみ散逸）。その年収は1420年代と30年代では大きく異なる。1427年までは少なくとも1000リーヴルの収入があり（1425年）、2000リーヴルを超えた年もある（1424年）。ところが28年と29年は700リーヴルを僅かに超えた程度で、31年以降は200から400リーヴル程度と、大幅に落ち込んだ。この理由は明白で、1420年代はブルゴーニュ総収入役から毎年1000リーブル程がこの会計に振り込まれ、城館の大規模な補修工事の費用に充当されていたからである。つまり30年代になって収入が激減したのではなく、むしろ200から400リーヴル程度の

地代収入しかないのが当該管区の本来の姿であり、城館とその周辺だけで構成される小さな管区なのであろう。この会計操作は示唆に富む。管区通常収入の記録は各会計年度終了後に作成される報告形式の冊子であり、キャッシュ・フローを時系列で正確に記録したものではない。したがって、この操作だけで通常会計の性格を推測することは危険だが、工事代金振込の事実、あるいはデジョン管区のように収入を大幅に超える融通の記録、これらの事実から判断すると、通常会計とは暫定的に流動資金を管理する口座、つまり現代の当座預金口座に相当する口座会計のように思われる。

表 8 Autun

年	1426	1427	1428	1429	1430	1431	1432	1433	1434	1435
通常税収	1227	825	855	889	904	673	757	676	690	735
12 ドニエ税	1792	1861	1623	1503	1520	1249	1436	1371	1354	1195
ブドウ酒税	925	899	688	633	646	552	553	587	516	498
税収合計	3944	3585	3166	3025	3070	2474	2746	2634	2560	2428
指数	110.0	100.0	88.3	84.4	85.6	69.0	76.6	73.5	71.4	67.7

年	1436	1437	1438	1439	1440	1441	1442
通常税収	739	788	901	669	598	654	751
12 ドニエ税	1570	1401	1390	1302	1164	1237	1066
ブドウ酒税	628	574	486	331	465	547	518
税収合計	2937	2763	2777	2302	2227	2438	2335
指数	81.9	77.1	77.5	64.2	62.1	68.0	65.1

この通常会計が持つ当座預金の性格は他の管区にも妥当する。オートン Autun 管区¹¹では全般によく史料が保存されていて、長期にわたる継続的分析を可能にするが、20年代半ばまでの年収は1100から1400リーヴル。27年以降は600から900リーヴル程度である。しかしブルゴーニュ総収入役への融通額はそれらを大幅に上回り、1426年は2945リーヴル、27年は2900リーヴル、28年から31年までは2500リーヴル程度を供与している。つまり別会計としている12ドニエ税（20年代は1200から1800、30年代は1100から1500リーヴル）やブドウ酒8分の1税（同600から900、同400から600リーヴル）を繰り込むことがなければ、およそ回復不能の赤字を累積していったことになろう。したがって本来は王税である12ドニエ税とブドウ酒8分の1税とを「通常」会計の決算に連結して帳尻を合わせたと言うよりも、むしろ

ろこの3種の会計は、本来の区分はともかく、一括して扱うべきものと財務担当者は理解して、記帳の都合上、別冊にしているだけなのかもしれない¹²。徴税会計の信用と負債、つまり預かり残高と貸出し残高、は各会計の期末決算時の状態を示しているというよりも、むしろそれらを管理する税収人が実際に行った資金移動の一部分を適宜分割して示していると理解した方が良くもしいない。

表9 Auxois

年	1426	1427	1428	1429	1430	1431	1432	1433	1434	1435	1436	1437
通常税収	950	830	818	819	713	769	615	521	579	721	753	730
12 ドニエ税		3082	2838	2474	2355	1827	1908	1942	1656	1509	2007	1809
ブドウ酒税		(1193)	(973)	(841)	(743)	(586)	(134)					
税収合計*		3912	3656	3293	3068	2596	2523	2463	2235	2230	2760	2539
指数		100.0	93.5	84.2	78.4	66.4	64.5	63.0	57.1	57.0	70.6	64.9

* 合計額にブドウ酒税は含まず。

オーソワ Auxois 管区もよく史料を残している。通常収入に特別な課目はなく、変動幅を助長すると考えられる印紙税も当管区では大体 200～250 リーヴル程度で安定している。通常収入の合計額は 20 年代前半は 1000 リーヴル以上あったが、25 年に 1000 リーヴルを割り込んでからは漸減傾向を示し、33 年に 521 リーヴルで底を打った。以後、緩やかに回復し、38 年に 848 リーヴルを記録すると、それ以降はほぼ横ばいで推移する。この時系列変化動向は、特別な徴税課目がないという理由から、また都市を擁するが根本的には農村的であるという理由から¹³、当該管区に限らず、ブルゴーニュ地方全体に共通する基本モデルとして理解できる、という仮説をここで立てておきたい。主邑スミュールは大型都市ではないが、それでも 12 ドニエ税は少なくとも 1500 リーヴルはあり、2000 リーヴルを超えることも度々であった。ブドウ酒 8 分の 1 税は記録が乏しいが、600 から 800 リーヴル程度と推測される。

グリュエリーは地味だが、よく保存されていて、散逸は 23 年と 24 年の 2 年分だけである。20 年代は 250 から 500 リーヴル程度、30 年代は 150 から 400 リーヴル程度と、規模が小さいが、その動向は通常税収のそれとほぼ一致する。27 年から 31 年にかけて顕著に下落、32 年に鋭く回復するが、33 年に再び下落。35 年をピークとする山形を描き、38 年に 130 リーヴルで底、39 年は倍増、40 年は半減、と変化が激しい。

表 10 Chalon-sur-Saone

年	1426	1427	1428	1429	1430	1431	1432	1433	1434	1435
通常税収	1959	1927	2135	1830	1533	2255	1658	1594	1623	1513
(特別収入)						(790)				
差引収入	1959	1927	2135	1830	1533	1465	1658	1594	1623	1513
12 ドニエ税	1416	1487	1438	2383	1494	1559	1544	1583	1535	1747
(年市課税分)				(847)	(37)	(64)	(18)			
差引 12d 税	1416	1487	1438	1536	1457	1495	1526	1583	1535	1747
ブドウ酒税	642	612	829	910	751	702	811	676	608	862
税収合計	4017	4026	4402	4276	3741	3662	3995	3853	3766	4122
指数	99.8	100.0	109.3	106.2	92.9	91.0	99.2	95.7	93.5	102.4

年	1436	1437	1438	1439	1440	1441	1442
通常税収	1659	2220	2217	1788	1665	1731	1704
(特別収入)		(250)	(137)				
差引収入	1659	1970	2080	1788	1665	1731	1704
12 ドニエ税	2137	1691	1908	1789	1456	1335	1538
(年市課税分)							
差引 12d 税	2137	1691	1908	1789	1456	1335	1538
ブドウ酒税	1013	865	1318	1004	1007	738	742
税収合計	4809	4526	5306	4581	4128	3804	3984
指数	119.4	112.4	131.8	113.8	102.5	94.5	99.0

シャロン・スュル・ソーヌ Chalon-sur-Saône 管区は年市を背景として活性が高く、公領では唯一性格を異にする管区である。1422年から25年まで、ブルゴーニュ総収入役ジャン・フレニヨが兼任した4年分の通常会計簿が散逸したが¹⁴、この短い期間を除けば、ほぼ全期間にわたる会計記録が現存している。通常会計の収入は大体1500から2200リーヴル程(1900リーヴル±20%)で、変動は罰金収入の多寡によるところが大きい。この課目は1420年代は200リーヴルに満たないことが多いが、30年代に入るとやや増加して200から400リーヴルの間を推移している。31年には1050リーヴル(B3658 ff.22R°-27V°)、33年に575リーヴル(B3664 ff.23R°-28V°)、38年には820リーヴル(B3686 ff.30R°-38R°)という額を計上している。1429年以前は夏の市¹⁵から300フラン以上の、冬の市¹⁶からは200フラン以上の税収を得ていた。

これは出店商人が店舗の様態¹⁷（困いの有無、棚の有無、など）と間口（1, 1/2, 1/4）に応じて支払う税で、本管区の重要な税収であった。ところが1430年には戦争に伴う社会的混乱のために商品輸送の安全が確保できず、外国人の出足も鈍い、という理由で、商人たちは一切出店せず、そのために年市からの収入はなかった（B3653 f.8R^o）。これ以降、冬の市、夏の市、それぞれの税収は課目としては残るが、実質的には消滅した。それでも年市以外の場での商業活動に関連する税収、すなわち公正証書作成登記料（印紙税）、商事仲裁裁定料、などの収入で相殺され、この通常収入全体の規模には大きな影響は出ていない。

12 ドニエ税は1422年以前は夏の市と冬の市でも課税され、それが21年までは年徴収額の過半を占めるが、22年に総額2304リーヴルのうち381リーブル、つまり6分の1に激減し、23年から28年までは課税されていない。29年に復活し、2383リーヴルのうち847リーヴル（3分の1弱）を計上したが、翌年以降は50リーヴルに満たない額に急落し、33年以降は消滅している。市の活性と経年変化を如実に表現していると理解される。20年代後半以降の税収総額は12ドニエ税が年に1400から2200リーヴル、ブドウ酒8分の1税は600から1000リーヴルで推移するが、いずれも単調な傾向は見出しがたく、1420年代と30年代との差異も指摘しがたい。なお1423年から27年の5年間はジャン・フレニヨが「通常」、12ドニエ、およびブドウ酒8分の1の3種を担当した時期に相当する。

グリュエリーは1429年以降はよく保存され、35年の記録が散逸しただけである。税収総額は402から825リーヴル（ $615 \pm 1/3$ ）であり、本管区の税収としては少額であるが、他の管区であれば、相当の額であると言えよう。

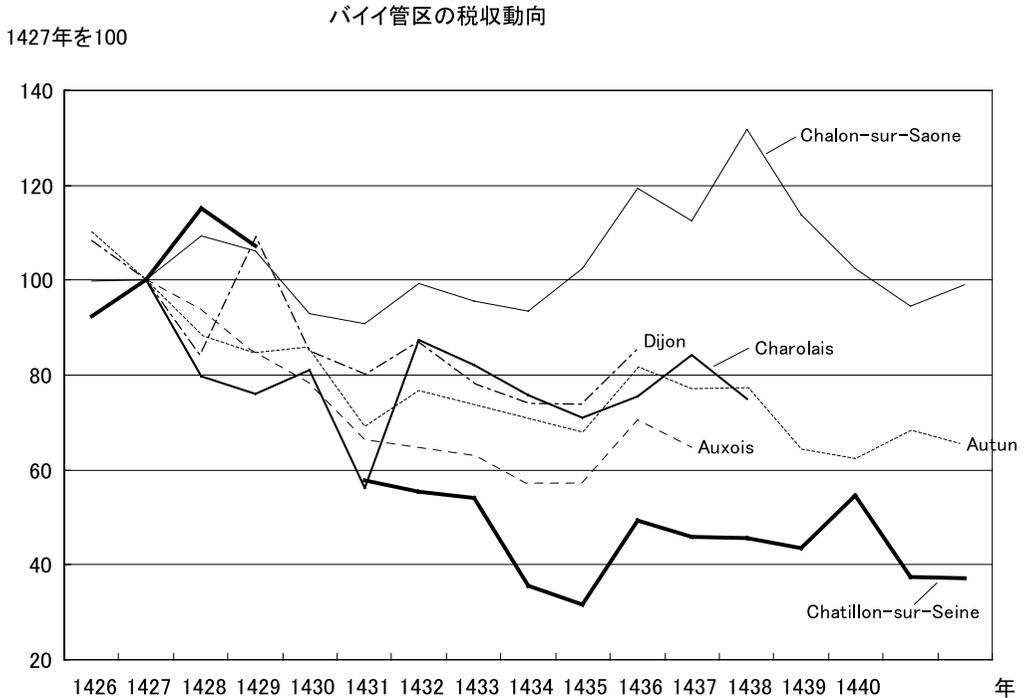
3. 各管区の税収動向

さて各バイイ管区の税収事情を概観したが、先に述べたようにオーソワ管区の動向をモデルとして、他の管区がどのような偏向を示すか検証していきたい。もちろん基本動向を見えにくくすると考えられる特別要因は排除しなければならないから、ディジョンの高額の罰金と他では見られない塩蔵出し税の繰り込み措置、シャティヨンの1427年以前の城館補修費、シャロンの例外的と思われる高額な罰金と1429年から32年の年市で課税され、徴収された12ドニエ税は差し引いて分析する。また、何度も述べたように、商品12ドニエ税とブドウ酒8分の1税は帳簿記載上は「通常会計」と別扱いにしているが、実質的には「通常会計」の一部と理解すべきであろうから、これも併せて分析する。

しかし各管区の実徴収額には相当の幅がある。ディジョンは合計7000から8000リーヴルほ

ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政 (6)

どが普通である。シャロンは4000リーヴル程度。しかしシャティヨンのように1000リーヴルにも満たない、つまりディジョンの8分の1程度、という管区もある。史料の保存状況も、オートンとシャロレでは相当に異なる。1421年以前のトゥルノワ（弱貨）と22年以後のそれ（強貨）とでは、内在価値の比はまず1対4に、ついで1対8に変更されたが、24年頃までは併用されている。通貨が価値表象の尺度として安定し、しかも各管区の史料状況がある程度揃うのは1420年代後半になる。ブルゴーニュだけでなく北方領域でも1426年末にすべての財務担当者が累積残高を清算している¹⁸、翌1427年を基準年とした。この27年の税収額を100とする指数値とトゥルノワ建ての実徴収額を各管区ごとの一覧にし、そこからグラフを作成するという方針を立てた（表1および表6から10）。なおシャティヨン管区は12ドニエ税とブドウ酒8分の1税の記録が廃棄されているので、通常収入だけを、オーソワ管区は通常収入と12ドニエ税の合計を取り上げた。逆に、シャロレ管区は通常収入の記録に欠損が多いので、12ドニエ税とブドウ酒8分の1税の合計値を利用した。もちろん各管区ともそれぞれの1427年の税収を100とする指数に換算して表示したことは言うまでもない。



グラフは錯綜しているようにも見えるが、はっきりとした傾向を示している。1428年、29年は上昇もあれば、下落もあるが、30年から31年にかけては全管区が下落を示す。ディジョンとシャロレはさほどでもないが、他4管区は顕著な下落を示し、指数70を下回る。翌32年はシャロレは急激に回復して指数80を超えるが、他の管区の回復は緩やかである。33年から再度低落し、シャロンを除き、35年に底を打つ。特にシャティヨンは指数31まで落ち込んだ。36年から38年までの3年間にそれぞれピークに達し、その後は停滞（安定）を続けた。シャロンだけが35年から40年まで27年の水準を超え、38年には指数131に達するが、他の管区は1度として27年水準に達することさえなく、指数80以下で低迷した。

4-1. 変動誘因の分析

各管区に顕著に観察される動向は、結局、穀物とブドウの作柄が税収に反映したものと思われる。誤解を招きやすい表現だが、いわゆる「小氷河期 Little ice age」の影響であろう。フェイガンはアルプスの氷河と年輪を分析して、ヨーロッパの長期的気候変動を分析した。すでにル・ロワ・ラデュリの古典的研究¹⁹によって確立された方法である。その結果、1430年代のヨーロッパは寒冷で、特に1431年から32年にかけての冬は厳しく、農業、とりわけブドウ栽培は霜害のために大きく落ち込んだことを示し、さらに1433年から38年にかけて、ヨーロッパは広く飢饉に苦しめられたと主張する²⁰。

また同時代の代表的記述史料である『パリー市民の日記』はパリの政局だけでなく、気候や物価の変動にも敏感に反応して、多様な記事を残している。1430年8月は好天に恵まれ、ブドウの収穫は素晴らしく、ブドウ酒も上出来であったと述べるが²¹、32年1月にはセーヌ河が凍結し、氷は2インチの厚みがあり、物資の運搬に多くの障害があったとも記している²²。単に「寒かった」とか「暑かった」と言うだけなら、書き手の主観として一蹴すべき記述であるが、そのことが物資の流通とパリの消費者物価に反映していることを記録している以上、やはり、その記述は無視し得ず、客観的信憑性があると思われる。

それでもパリとブルゴーニュは200km以上の空間的隔りがあるし、地理環境もかなり異なる。ル・ロワ・ラデュリの最近の研究はもう少し詳細な報告をしている²³。8月31日をブドウの収穫の最早日として、9月1日に収穫した年は1とし、9月10日なら10とする。この数値が大きい、つまりブドウの刈入れが遅かった年は、ブドウの生育に必要な春夏の日照と気温が十分でなかったと理解されるし、数値が小さな年は天候に恵まれたために刈入れが早かったと考えられる。つまりブドウの収穫日を利用して、寒暖の数値化・客観化を試みたわけである。この報告が問題にするのは収穫日、あるいは収穫日から推測する寒暖であって、ブドウの

収穫量と品質、つまり市場価格に、したがって付加価値税収額に、直接反映するデータではないが、当然、それらは相関を示すと理解される。報告の対象時期は14世紀から現代に至るが、本稿との関わりで言えば、8月31日に収穫を行ったのは1420年と34年であった。ところが28年は1ヶ月以上遅れて10月上旬、36年は2ヶ月遅れて10月下旬であった。つまり春夏の天候が不順で収穫が大幅に遅れたことを意味する。他の年は9月10日以降、9月末までに収穫が行われているから、9月中旬が、平均的なブドウ刈入れ日であると考えられる。もう少し詳細に見てみよう。この報告から読み取れることは、1424年の刈入れが9月15日で、そこから下落を続け（刈入れ晩期化）、既述のように28年は10月6日という記録を残した。しかし翌29年の刈入れは9月23日で、平年よりやや遅いという程度。30年は15日で平年なみ。31年も19日で並。32年から上昇（早期化）に転じ、34年が8月31日でピーク。そこから急落（晩期化）して36年の刈入れは10月25日となった。これが最も遅い記録である。37年から41年（9月12日）までは順調に回復した。したがって「ヨーロッパ全域」を論じるフェイガンの主張と比較すると、かなりの差異が認められる。

ブルゴーニュ地方のブドウ酒8分の1税は10月から翌年9月（シャロレは11月から翌年10月）を年度とする。したがって1428年や36年の異常に遅い刈入れは、記録上、同年ではなく翌年の税収に影響したはずである。しかしシャロレのブドウ酒税収入は27年から28年にかけては27%減少したが、28年から29年にかけては2%弱の微減である。この傾向はオータンにも妥当し、27年から28年にかけては23%減であるが、29年は前年比8%減にとどまる。ディジョンの場合、28年は前年比22%減と、オータンとほぼ同様の減少率を示すが、29年には4%増加した。さらにシャロンでは28年は前年比35%増、29年は同10%増で、30年と31年に減少を示す。これは徴税が入札請負制であることの結果であろうか。

ブドウ収穫日のデータに従えば、28年よりは36年の方が落ち込みが激しいはずだが、実際はどうであろうか。シャロレのブドウ酒税収37年度分は前年比6%減であった。オータンでも37年は前年比8%減で、39年まで漸減する。ところがシャロンでは37年には15%減少したが、翌38年には前年比52%増（1318リーヴル）を記録する。シャティヨンでは、37年の税収は実に前年比38%増を記録した。このようにブドウ収穫日の早晩が税収に影響を及ぼした、と断言することはかなり困難である。

4-2. 抑制要因の分析

管区によって振幅の差があることは当然としても、オーソワ・モデルに対する遅れや逆の偏向はどのようにして説明すればよいのだろうか。

ディジョンとシャロンが他の管区に比べて変動が緩やかである理由は2つ考えられる。まず税収総額が比較的高く、様々な要素が混在するために、それぞれが相殺して単純な動向を示しにくくなっていると考えられること。今ひとつは地代収入が複数年に及ぶ総額を取り決め、それを半期ごとに受領するという方式をとるためであろう。例えばシャロンの場合、通常2年4期、つまり半年を1期とする2年分を契約し、年2回、復活祭と万聖節にそれぞれ同一額を支払うという方式を取り続けてきた。そのために不作であっても、その影響を緩和することができたのだらうと思われる。

分析を進めるために、2種のグラフを作成してみよう。6管区は並立かつ排他的であるから、その税収額に重複はない。したがって各管区の通常会計と12ドニエ税とブドウ酒8分の1税と、すべてを年度ごとに合計した値の変動を検討する、という方法がまず考えられる。この方式は各管区の動向を隠し、それぞれの額の多寡や変動幅には頓着せず、ブルゴーニュ公領全体の動向だけを表示することができる。おそらく粗データの数値が大きなディジョンとシャロンの動向が全体に大きく影響することになり、モデルと考えたオーソワ、あるいはオータンやシャティヨンも税収額が低いので、その変化動向は相対的に反映しにくくなるだろう。政治的・経済的に重要な管区のデータを全体の代表と考える方式といえよう。

そこで、もうひとつのまとめ方を考えることができる。上記の方法では、公領全体の動向に隠れてしまう各管区の変動をその数値の大小に関わりなく対等に反映させるためには、各管区の粗データの桁数を揃え、理論的に格差を無化する工夫をしなければならない。そのためには、すでに計算した指数値を利用するのが最も簡便であろう。1427年を100とした各管区の指数値を単純に加算し、その合計値を改めて再指数化するという方式を考えることができよう。

以上の二つの方式でグラフを作成したが、粗データが完璧に揃っているわけではないので、若干の操作を施した。まずシャティヨンは1430年の通常収入記録が散逸したので、同年のブルゴーニュ公領の税収額データは空欄になる。同様に37年以降もデータが揃わず、総計を求めることができないうので空白とした。各管区の指数合計に関しては、存在するデータは考慮することにした。すなわち30年は5管区のデータを利用できるのだから、5管区の指数合計値を500で除して、同年の近似指数を算出した。同様に26年と37年も5管区、38年は4管区、39-40年は3管区の指数を利用した。

ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政 (6)

表 11 Duché de Bourgogne

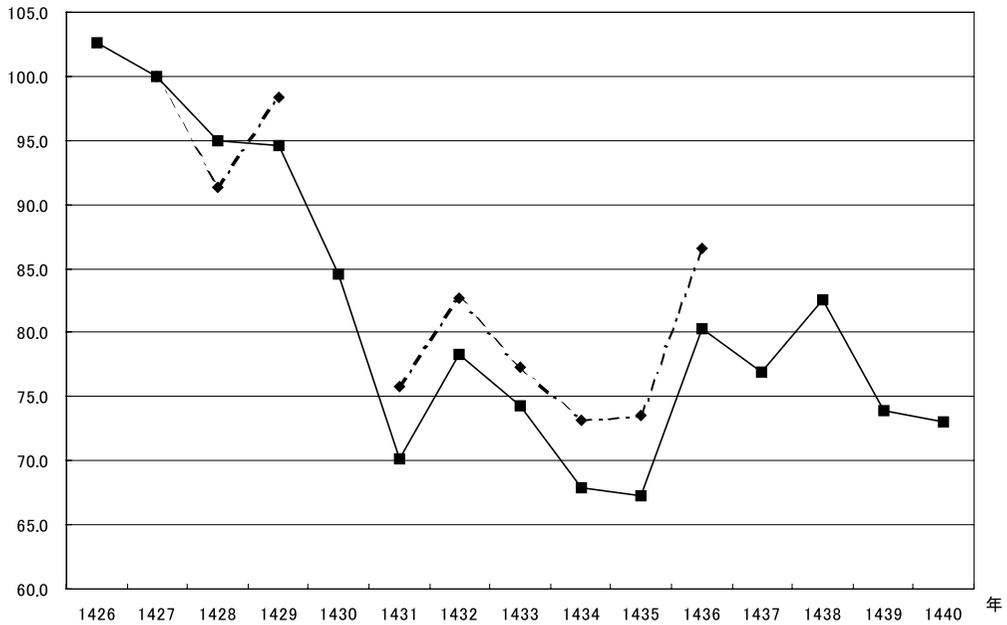
年	1426	1427	1428	1429	1430	1431	1432	1433	1434	1435
管区合計		22,938	20,940	22,557		17,388	18,959	17,732	16,776	16,868
合計の指数		100.0	91.3	98.3		75.8	82.7	77.3	73.1	73.5
指数の合計	410.5	600.0	569.8	567.3	422.7	420.5	469.8	446.0	407.4	403.3
指数の指数	102.6	100.0	95.0	94.5	84.5	70.1	78.3	74.3	67.9	67.2

年	1436	1437	1438	1439	1440
管区合計	19,864				
合計の指数	86.6				
指数の合計	482.0	384.7	330.0	221.6	219.2
指数の指数	80.3	76.9	82.5	73.9	73.1

1427年を100

ブルゴーニュ公領の税収動向

--◆-- 税収総額の指数
—■— 管区税収指数の指数



不安になるほど鮮やかな結果が表示された。各管区収入の多寡はほとんど影響していない。2つの方式で作成したグラフは確かに指数値そのものには顕著な差異が認められるが、変化動

向に対しては根本的な相違を示していないと言える。改めて、時系列変化を叙述すれば、1) 1430年代に1427年のレベルを回復することはない。2) 30年から31年にかけて税収は急落する。3) 32年にやや持ち直すが、4) 33年から再び下落を示し、34-35年に底を打つ。5) 36年には急速に回復するが、それでも指数90に達することはない、以後27年レベルの7～8割程度で推移する。つまりオーソワ・モデルがブルゴーニュ公領全体を代表するモデルであることを追認する結果となった。

5. おわりに

本稿は1420年代後半から30年代にかけての農業生産、特に穀物とブドウの生産と流通、が税収動向に直接に反映しているだろう、そして同時期の農業はやはり気候に大きく左右されたであろう、という、ある意味では自明の論題を実証することに関心を絞った。あるいは筆者の文献検索が行き届かず、すでに十分に研究し尽くされたテーマであるかもしれない。先達の業績を無視するつもりはないが、原史料に基づいて確認することもまた重要であると思う。さて、それではこの追認された論題が、同地方の同時期の宗主ブルゴーニュ公フィリップの政治に、あるいは西欧社会・経済史の15世紀の局面に、どのような意味を持つのであろうか。回復を見込めない税収動向は当然ながら農村の慣行に、フィリップの政治に、何がしかの転回を促す条件を構成したと思われる。この問題に関して、つまり経済史と財務行政史と政治史の結節点に横たわる問題に関して、本稿では十分に論及できなかった特別収入、すなわち御用金と借入金、の会計を分析した後に、改めて論じる予定である。

註

- 1 フィリップ・ル・ボンの治世と、その前後に限って言えば、まず Jehan Fraignot が10期(1415年から27年)、Mathiet Regnault が12期(1427-38年)、Louis de Visen が2期(1439-40年)、その弟 Jehan de Visen が17期(1441-57年)勤め、さらに Huguenin de Faletans が8期(1458-65年)、Pierre le Carbonnier が2期(1465-66年)、Jehan Druet も2期(1466-68年)続けた。この50余年間に及ぶ税収人の記録のうち、散逸したのは実にジャン・フレニヨの第6会計(1422年)1期分のみである。
- 2 2003年度の在外研究と2006-09年度の科研費(課題番号18520570)による研究である。
- 3 シャロレ管区では11月1日から翌年10月31日までを年度とした。
- 4 Bourogne 伯領を対象とした研究であるが、GRESSER, Pierre ; *La Gruerie du Comté de Bourgogne aux XIV^e et XV^e siècles*. Turnhout, 2004. はすぐれたモノグラフィーで、多くを教えられた。

- 5 Archives départementales de la Côte-d'Or à Dijon の略号として使用する。本稿ではこのコート・ドール県立公文書館 B 系列以外の原史料は使用しないので、ADCO B**** という表記法で典拠を示す。
- 6 本来ならば、こうしたデータは文中で言及するものも、表形式で提示したのものも、すべて典拠を付記すべきであるが、あまりに煩瑣になるので、適宜、省略した。
- 7 よく知られているように、財と金銭の移動は対人記載である。厳密な意味での会計基準は存在していないから、帳簿の記載方法は税収担当者の裁量範囲内にあったのだろうが、税収・記帳担当者が交替しても、記載法は踏襲されていったように思われる。シャロレの場合、1419年から21年まではジャン・ピュッセル Jean Pucelle なる者が税収を担当した。彼はその後オータンの税収人となるが、どの土地でも非常に詳細で信頼できる記録を残している。彼の転出後、1421年から25年までシャロレで通常税収を担当したのは Guyot Girard ギヨ・ジラルルなる人物。26年から35年までジャコ・トゥイヨン Jacquot Touillon が担当、その後36年からアントワヌ・ド・ボーリュエ Antoine de Beaulieu が担当するが、いずれもほぼ同様のスタイルで、詳細な記録を残した。
- 8 換金する際、税収人は計量桁の相違を考慮していないので、ブルゴーニュ公領内の各計量桁の容量差は無視できる範囲にあったのだろうと理解される。
- 9 不詳。鶏の種類か部位か、あるいは「雛」の意味か、単位の名称か。
- 10 森本芳樹「ブリュム修道院所領明細帳に見える複数者保有マンスと分数マンスについて—古典荘園制における農民経済動態解明のために—」『経済学研究』60-3・4, 1994, pp.171-181. など氏のマンスに対する深い洞察は中世後期の農村社会を考える上でも示唆に富む。
- 11 オータン管区だけに残る特別徴税請負区 *vierie* については稿を改める。簡潔にして要を得た説明は *Godfrey* の古語辞典の該当項目であろう。
- 12 この会計処理に関して、ディジョン会計院の指図ないし示唆があったのではないかと思うが、史料的裏づけはない。
- 13 拙稿「ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政 (4) — 1421年の銀徴収記録—」『川村学園女子大学研究紀要』第19巻第1号2008年 pp.15-43. 参照。
- 14 おそらく彼の訴訟中に参照記録として回覧されるうちに紛失したのであろう。拙稿「ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政 (5) —ブルゴーニュ収入役ジャン・フレニヨの訴訟—」『川村学園女子大学研究紀要』第20巻第1号2009年 pp.1-51. 参照。
- 15 起源は不詳だが、937-938年の日付のある Auxonne に残る文書に、Chalon の市を期日とする取引に関する記述がある。1239年 Chalon 伯 Hugues 四世が十字軍出発に先立ち、Chalon 司教に市の管理を任せ、とされるので、遅くともこの頃までには伯主導の市が開催されていたと思われる。聖バルテルミ St.Barthélémy の祝日 (8月24日) から9月20日ごろまで4週間開催された。特に8月31日から9月9日まで催される毛織物の大型取引はよく知られた。DUBOIS, Henri ; *Les Foires de Chalon et le commerce dans la vallée de la Saône à la fin du Moyen Age (vers 1280 – vers 1430)*. Paris, 1976. pp.33-34.
- 16 1250年頃には、夏の聖バルテルミの祝日とともに、四旬節の初日を決済期日とする習慣も定着した。すなわち13世紀には2月から3月にかけても市が開催されるようになっていたが、1373年4月13日付で Brandon の日曜日 (四旬節最初の日曜) から24日間と定めた。夏の市に比べれば小規模で、やや地域的な性格が強いとされる。DUBOIS, Henri ; *ibid.*
- 17 屋根・囲いつき店舗 *loge*、陳列ケースつき *buffet*、陳列棚使用 *étal*、屋台 *banc*、場所だけ *place*、テーブル *table* の6種。テーブルは両替に対してのみ使用される。
- 18 拙稿「ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政 (1) — 1420年代の収入構造。マクロ的視点から—」『川村学園女子大学研究紀要』第9巻第1号1998年 pp.39-75.

- 19 LE ROY LADURIE, Emmanuel ; *Histoire du climat depuis l'an mil*. Paris, 1967.
- 20 FAGAN, Brian; *The Little Ice Age: How Climate made history 1300–1850*. New York, 2000. 『歴史を変えた気候変動』河出文庫 p.162. 著者はアイスランド上空の低気圧とアゾレス諸島上空の高気圧とのバランスがヨーロッパの気候変動の最重要因であると考えている。なお、かつては太陽の黒点活動が重要視されたが、現在ではその影響評価は大幅に低下している。桜井隆, 児島正宣, 小杉健郎, 柴田一成 編『太陽 (シリーズ現代の天文学 10)』日本評論社 2009 年, pp.314–315.
- 21 BEAUNE, Colette éd. ; *Journal d'un Bourgeois de Paris*. Paris, 1990. p.284.
- 22 id. pp.311–312.
- 23 LE ROY LADURIE, Emmanuel, DAUX Valérie et LUTERBACHER, Jürg ; Le Climat de Bourgogne et d'ailleurs XIV^e–XX^e siècle. dans *Histoire, Economie et Société*. 2006, n° 3 pp.421–436.